

部活動保護者会資料



Ⅱ. 部活動の規約

1. 部活動の目的

- (1) 多様な価値観に対応するために必要とされる資質、能力を部活動を通じて育てる。
- (2) 知識や技能の習得とともに豊かな心の醸成を図る。

2. 活動内容

- ・各部活動において別途定めます。

3. 活動場所

- (1) 活動場所・使用教室は顧問会議によって調整し、決定します。
- (2) 練習・部会や昼食等は決定された場所を使います。
- (3) 各自の荷物は必ず活動場所に持って行き、部活ごとに管理します。

4. 活動時間・下校時刻

- (1) 年間通じて、原則授業終了から午後6時00分までとします。(片付け・最終下校を含む)
- (2) 学校の行事等で再登校となることがあります。その際の**自転車の使用は禁止**です。
- (3) 活動終了後、生徒は活動場所から速やかに下校します。
- (4) 再登校や下校途中での買い食い、お菓子類等の持ち込み禁止です。

5. 活動の停止

- (1) 定期考査一週間前から定期考査最終日までの活動は、原則として停止します。
- (2) ただし、公式戦や公式戦に準ずる発表会等が近い場合は、短時間の練習を認める場合もあります。
(顧問より指示、連絡をします。)

6. 長期休業中・休祭日の活動

- (1) 各部活動顧問の指示で、練習・活動します。
- (2) 登下校は標準服または体育着・練習着・ユニフォームです。
- (3) 自転車での登校は禁止です。

7. 他の活動との関連

- ・委員会・係・学級会活動等を優先させ、それらの活動が終了したのち部活動に参加します。

8. 顧問不在時の活動について

- (1) 部活動は原則として顧問の管理のもと行います。顧問が出張等で不在の場合は代理顧問のもとで活動することができます。

9. 対外試合・校外活動について

- (1) 大泉西中の代表であることを自覚し、本校のきまりを守って活動します。
- (2) 礼儀正しく行動し、部活動内のきまり、一般的なマナーをしっかり守り活動します。
※試合中のルールはもちろん、応援部員がルールを守らず没収試合になるケースもありますので、
注意してください。また、部員以外の生徒の応援・観戦は原則禁止となります。

10. 服装・用具・持ち物等について

- (1) 部活動の服装は、原則授業時（運動部は体育着）の服装または練習着やチームウェアとなります。
- (2) 部活動における練習着はあくまでも体育着に代わるものとしての位置付けとなります。
- (3) 短パンやジャージ、防寒着については、上記の限りではありませんが、華美ではないものとします。
- (4) 個人の持ち物・用具は持ち帰ることを原則とし、顧問が認めたもの以外は、学校に置かないようにします。

11. 部費について

活動にともなう用具だけではなく登録費や指導等の謝礼などの経費は、基本的には私費でまかいます。私費の管理は各部の保護者から会計担当を決めていただき、その方に徴収、年度末の決算報告まで行っていただいています。個人で使用し個人に還元されるもの（ユニフォーム・スパイク等）及び対外試合の交通費等は個人負担です（交通費は一部公費負担もあります）。

12. 保護者の協力について

- (1) 各部活動の実情に合わせて、保護者の皆様に引率や応援のお手伝いをお願いすることがあります。
- (2) 保護者の中より代表（世話人）を選出していただき、顧問との連絡窓口をお願いします。
- (3) 保護者の方の数名に部費の管理をお願いします。

原則として菓子類の差し入れや土産物の持ち込みは禁止です。（宿泊行事の土産に関しても同様に禁止です。）

13. 部長及び部長会議

各部活動は部長を選出します。部長は顧問と連絡をとり、部のリーダーとして活動します。部長は、定期的に行われる部長会議に出席します。（部長が出席できない時は、必ず部員の中から、代理を出します。）

14. 入部に関する規定

- (1) 入部期間は年度ごとの更新となりますが、三年間継続して続けられることが好ましいです。
- (2) 年度初めに、二・三年生は入部届を、一年生は部活動体験後に入部届を提出します。
- (3) 上記にもあるように三年間継続しての活動がこの好ましいですが、諸事情により退部・転部する時は、顧問とよく相談をした上で担任の先生にも申し出をします。その後、退部願を顧問に提出します。転部の場合は、改めて所定の入部願を記入し、担任に提出します。